



子育てしてみたいまち  
♡おおたけ♡  
子育て支援情報②



# 母子・父子家庭 などへの支援制度

問い合わせ 福祉課 ☎ 2148

市では、計画期間を5年間とする「大竹市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市に住む子どもと子育て世帯に対する子育て支援を実施しています。このコーナーでは、現在行っている子育て支援について随時紹介していきます。

兒童扶養手冊

※ 父母の離婚・死亡などによ  
つて、父または母と生計を同  
じくしていない児童の家庭な  
どに支給される手当です。18  
歳に達する日以後の最初の3  
月31日までの間にある児童、  
20歳未満の心身に障害のある  
児童を養育している母子・父  
子家庭などが対象です。

現在行っている子育て支援のサービスや施設、団体などについて随時紹介していきます。

特定者通勤定期乗車券  
割引制度

児童扶養手当を受給している方が、JRの通勤定期券を購入する際に、3割引で購入できる証明書を交付します。

支給額

給付を受けていない方などが対象です。

○非課税世帯以外の方	月額	10万円
* このほか、修業修了後に 支給する「修了支援給付金	月額	7万500円

母子父子寡婦福祉資金

母子家庭または父子家庭、寡婦などが、修学、修業、技能習得などを行う際の生活安定を図るため、各種貸付を無利子または低利子で行います。広島県の制度で、市が窓口となります。

ひとり親家庭等  
医療費助成制度

主に児童扶養手当を受給している方で、所得税非課税世帯の方に対し、父母および児童の医療費の助成を行います。

支給額

ただし上限は20万円で、1  
万2,000円以下は支給さ  
れません。

## ■助成内容

高等職業訓練促進給付金

を除き個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

### 【兒童扶養手當支給金額（月額）表】

**【児童扶養手当支給申請（手当額算定）】**  
手当の月額や支給の有無は、手当を受けようとする方の所得や、同居している扶養義務者（※）の所得、監護・養育する児童の数によって決まります。

支給区分	児童1人	児童2人目	児童3人目以降
全部支給	42,330円		
一部支給	42,320~9,990円	5,000円を加算	3,000円を加算
全部停止	支給なし		

※ 扶養義務者…受給者と生計を同じくする受給者の父母、祖父母などの直系血族や兄弟姉妹

\* 申請に必要な書類など各制度の詳細は、福祉課に問い合わせてください。また、市ホームページにも掲載しています。